

三条市スポーツ推進委員協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、三条市スポーツ推進委員協議会（以下「本会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、三条市福祉保健部健康づくり課スポーツ振興室内に置く。

(組織)

第3条 本会は、三条市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

(目的)

第4条 本会は、委員相互の親睦と資質の向上をはかり、三条市スポーツ推進委員規則に掲げる任務の遂行に励み、もって三条市民総体力づくりの気運隆昌をはかることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 本会が主管する各種事業の企画運営
- (2) 三条市及び関係団体が実施する事業への参画
- (3) 市民等へスポーツの普及及び健康づくりの理解を促進する活動
- (4) 委員の資質の向上を図るための研修会等の開催
- (5) その他スポーツ推進に関すること

2 前項について、委員の派遣が必要な場合の手続は、別に定める。

(専門部)

第6条 本会は、前条各号の事業を行うに必要な専門部を設けることができる。

第2章 役員

(役員)

第7条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 2 人
- (3) 事業部長 1 人
- (4) 会計 1 人
- (5) 会計監査 2 人
- (6) 専門部長 各部に 1 人

(役員の選任方法)

第 8 条 会長は、総会において委員の互選により選出する。

- 2 副会長は、会長が指名し、委員の過半数の同意を必要とする。
- 3 事業部長、会計、会計監査は、会長が指名する。
- 4 専門部長は、各部内での推薦により会長が指名する。

(役員の職務)

第 9 条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事業部長は、第 5 条に掲げる事業を掌理する。
- 4 会計は、会長の指示を受け、本会の会計を処理する。
- 5 会計監査は、本会の会計を監査する。
- 6 専門部長は、事業部長を補佐し、第 5 条の規定のうち各部が所掌する事業を処理する。

(役員の任期)

第 10 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後、新たな役員が選出されるまでの間は、その職務を執行するものとする。

- 2 役員が欠けた場合の補充による任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 章 会議

(会議)

第 11 条 本会の会議は、総会、定例会、役員会とする。

(総会)

第 12 条 総会は、委員の任期が開始した年度に 1 回事務局が召集する。ただし、その後必要に応じて会長が臨時に召集し、開催することができる。

2 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 規約その他必要な施行細則の制定及び改廃に関する事
- (2) 会長の選出に関する事
- (3) 会費の額に関する事
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(定例会)

第 13 条 定例会は会長が招集し、原則毎月 1 回開催する。

2 会長は、必要に応じて定例会の開催を中止又は日程を変更することができる。

(役員会)

第 14 条 役員会は、会長が臨時に召集し、次の事項を審議する。

- (1) 表彰推薦者の選考に関する事
- (2) 上部団体から諮問された事項に関する事
- (3) その他会長が必要と認める事

2 役員会の出席者は、会長、副会長及び会長が召集するその他の役員とする。

3 会長は、第 1 項各号に掲げる事項又はその他の軽易な事項及び緊急を要する事項については、役員会での議決をもって定例会の議決に代えることができる。その場合、会長は直後の定例会で役員会の議決内容を報告し、出席委員の過半数の同意を得るものとする。

(会議の成立、定足数、委任)

第 15 条 会議は、構成員の 3 分の 1 以上の出席をもって成立する。

2 会議に出席できない構成員は、出席者にその権限を委任することができる。

3 議決は、出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数の場合は会長が決する。

第 4 章 会計

(経費)

第 16 条 本会の経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

- (1) 会費
 - (2) 繰越金
 - (3) 雑収入
- (会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 5 章 雑則

(施行細則等)

第 18 条 本会規約の施行に関し、必要な施行細則は、総会で定める。

附 則

本会の規約は、平成 17 年 5 月 6 日より施行する。

本会の規約は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。(事務局の変更(社会体育課の廃止等)に伴う一部改正)

本会の規約は、平成 23 年 6 月 24 日より施行する。(スポーツ振興法の全部改正に伴う一部改正)

本会の規約は、令和 3 年 4 月 8 日より施行する。(一部改正)

本会の規約は、令和 7 年 4 月 10 日より施行する。(一部改正)